

土地賃貸借契約書

今地產拓殖株式會社ト貸借人
 貸借ニ關スル契約ヲ締結スルト左ノ如シ
 第一條 本契約ノ目的トスル土地ノ表示ハ末尾記載ノ通トス
 第二條 貸付期間ハ自昭和拾年拾月拾日 日 至昭和拾年拾月拾日 日
 第三條 貸付料ハ壹拾年拾月拾日 日 至昭和拾年拾月拾日 日
 第四條 貸付料ハ毎年之ヲ二期ニ均分シ會社ノ發スル納入通知書ニ依リ會社ノ指
 定スル時期及場所ニ於テ納入スルコト
 第五條 貸付料ハ貸付ガ六月三十日以前ナルトキハ其ノ年分、七月一日以後ナル
 トキハ下半年分ノ月、
 第六條 貸付料ハ會社所定ノ貸付率ニ依リ貸付料ノ算定セラルルコト
 第七條 會社ニ於テ土地改良、施設其ノ他ノ事由ニ依リ貸付地ノ等級實地ニ
 適合セズト認メタルトキハ之ニ 要スルコトアルベシ
 第八條 借受人本契約ノ解約ヲ爲サントスルトキハ一年以前ニ會社ニ申出ヅルコ
 ト但シ期限ノ到來シタルモ、及天災地變ニ因リ耕作不能ノ爲契約ヲ解除セムト
 スルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 第九條 借受人ノ貸付地ニ對シ、スル權利ハ讓渡シ又ハ質權其ノ他ノ權利ノ目
 のト爲スコトヲ得ズ
 第十條 借受人ニ於テ貸付地、フ變換シ又ハ地盤ヲ變更セムトスルトキハ會
 社ニ申出ヅテ承諾ヲ受クルニ
 前項ノ地目變換又ハ地盤變更ヲ完了シタルトキハ三十日以内ニ申出ヅルコト
 第十一條 會社ノ承諾ヲ受ケズシテ前項ノ地目變換又ハ地盤變更ヲ爲シタルトキ
 ハ期限ヲ附シ復舊セシムルコトアルベシ
 前項ノ期限内ニ復舊セザルトキハ會社ニ於テ之ヲ施行シ其ノ費用ヲ辨償セシム
 ルモノトス
 第十二條 借受人死亡シタル場合ニ於テ其ノ相続人引續キ借受セムトスルトキハ
 三十日以内ニ申出ヅルコト
 第十三條 借受人ガ貸付料納入ノ市價庄内ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキハ貸付

本契約確立スル爲本書式通ヲ作り共ニ署名捺印ノ上各自壹通ヲ所持スルモノナリ
 昭和拾貳年 四月 五日

納入代理人ヲ設クルコト
 第十四條 借受人、管理人、納入代理人又ハ連帶保證人ガ住所又ハ居所ヲ變更シ
 タルトキハ借受人ニ於テ三十日以内ニ申出ヅルコト、借受人ガ管理人又ハ納入代
 理人ヲ變更シタルトキ亦同シ
 第十五條 左ノ場合ニ於テハ會社ハ何等ノ備考ヲ要セズ隨意ニ貸付契約ヲ解除ス
 ルコトヲ得之ニ因リ借受人ニ損害ヲ生ズルコトアルモ會社ハ其ノ賠償ノ責ヲ負
 ハズ但シホノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
 第十六條 契約條項ヲ履行セザルトキ
 一 貸付料ノ納入ヲ怠リタルトキ
 二 借受人ノ住所又ハ居所ヲ荒廢セシメタルトキ
 三 貸付地内ニ存在スル土地ヲ荒廢セシメタルトキ
 四 會社ニ於テ必要アリタルトキ
 五 會社ニ於テ必要アリタルトキ
 第六條 借受人ニ於テ土地改良ノ爲借受地ニ對シ施設ヲ爲シ又ハ經費ヲ負擔セ
 むトスルトキハ其ノ事業計畫書ヲ添附シ貸付料ノ低減ノ豫約ヲ申出ヅルコトヲ
 得
 第十七條 貸付料ハ貸付契約ノ解除又ハ期限ノ到來ガ六月三十日以前ナルトキハ
 其ノ年下半年分ヨリ、七月一日以後ナルトキハ其ノ翌年分ヨリ收納セズ但シ第
 十五條イ乃至ニヨリ解除シタルトキハ其ノ時期ニ拘ラズ其ノ年分全額ヲ納入
 スルコト
 第十八條 貸付地ニ對シ貸付契約ノ解除ヲ爲シタルトキ又ハ貸付期限到來シ引續
 キ借受契約ヲ爲サザルトキハ貸付料未納額ハ解除又ハ期限到來ノ際直ニ之ヲ納
 入スルモノトス
 第十九條 借受人ニ於テ土地改良ノ爲借受地ニ對シ施設ヲ爲シ又ハ經費ヲ負擔セ
 むトスルトキハ其ノ事業計畫書ヲ添附シ貸付料ノ低減ノ豫約ヲ申出ヅルコトヲ
 得
 第二十條 借受人ガ土地改良ノ爲ニ費シタル費用ハ會社ハ之ガ補償ヲ爲サザルモ
 ノトス
 第二十一條 貸付地ニ對スル普通水稅、實行小組合費及圳路ノ浚渫補修ニ要スル
 勞力費用ハ借受人ノ負擔トス
 第二十二條 貸付料納付保證ノ爲借受人ハ本契約ノ 日ヨリ 日以内ニ
 金 圓ヲ會社ニ提供スルモノトス
 第二十三條 本契約ニ因リ生ズル借受人ノ一切ノ債務 關シ保證ハ連帶ノ責ニ

住 所 臺北州臺北市北門町八番地
 賃借人 臺灣拓殖株式會社
 社長 加藤 恭平
 一字訂正住 所 東石港郡東石庄掌澤五九
 賃借人 戴連一
 住 所 東石庄掌澤五九
 賃借人 戴連一
 住所 全 戴所八四
 連帶保證人 戴所八四

土地表示

臺南州東石市郡東石街庄掌澤

字	地番	地目	等級	一箇年 貸付率	甲	數	賃付料	字	地番	地目	等級	一箇年 貸付率	甲	數	賃付料
	三三	農													
	三五														
	三七														
	七九														
	二五														
	二二														
		以下余白													

訂正
 臺灣拓殖

取扱